(仮称) 北海道高齢者住宅事業者連絡会 会則(案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「(仮称) 北海道高齢者住宅事業者連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、北海道内における高齢者住居経営の質を向上させ、入居者の住居環境・生活環境の 向上に寄与をすることを目的とする。

(事 業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業について優先順位を設けながらおこなう。
 - (1) 高齢者住宅の周知活動をおこなう。
- (2) 事業者の高齢者住宅のサービスの質向上を目的とし、事業者勉強会を開催し、会員相互が互いに学び、交流するとともに、連携をはかる。
 - (3) 高齢者住宅の職員の資質向上のため、研修会を開催する。
 - (4) 各事業者の持つ資源(施設・人員など)の共同活用をはかる。
 - (5) さまざまな事情で保証人を立てられない方々の入居支援の検討をする。
 - (6) 定期的に高齢者住宅入居合同説明会を開催する。
 - (7) 行政との連携をはかる。
 - (8) その他、本会の目的に沿った事業をおこなう。

第2章 会 員

(会 員)

- 第4条 本会員は議決会員および一般会員からなる。
- 2 議決会員は高齢者住宅の事業者ならびに運営者である法人(法人にあっては代表者1名)及び個人、 さらに関連事業者(法人にあっては代表者1名)や研究者とする。
- 3 一般会員は複数の高齢者住宅の事業者ならびに運営者である場合、各住宅に1名とする。ただし、複数での加入を妨げない。

(入退会)

- 第5条 会員になろうとするもの、退会をしようとするものはその旨を文書にて提出をしなければならない。
- 2 会員が会員としてふさわしくない行為などをおこなった場合、理事会はこの会員に対し退会を勧告することができる。

(会 費)

第6条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員および機構

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事8名程度
- (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以内の副会長をおくことができる。

(役員の選出)

第8条 理事および監事は、総会において議決会員の互選により選出する。

2 会長は理事の互選によりこれを定める。副会長は、会長が指名する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の任務)

- 第10条 会長は、本会を代表して会務を掌る。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を担う。

第4章 総 会

(総会の権能)

第11条 総会は本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

- 第12条 定期総会は、毎年1回、会計年度終了2カ月以内に会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに、会長が招集する。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は会長とする。

(総会の定数および議決)

- 第14条 総会は議決会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 総会の決議は、出席議決会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところとする。 なお、一般会員は自由に総会に出席ならびに発言ができるものとする。

(書面表決等)

- 第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない議決会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の議決会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における、前条の規定の適用については、その議決会員は出席したものとみなす。

第5章 理事会

(理事会の権能)

- 第16条 理事会はこの会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項。
 - (2)総会で議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第17条 理事会は年1回以上開催し、会長または理事の3分の1以上の請求があったときに、会長が招集する。

(理事会の議長)

第18条 理事会の議長は会長とする。

(理事会の定数および議決)

- 第19条 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。理事は他の理事を 代理人として表決を委任することはできない。
- 2 理事会の決議は、出席理事の3分の2以上をもって決する。

第6章 事業計画

(事業計画および収支予算)

第20条 本会の事業計画及び収支予算は会長のもと、理事会が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および収支決算)

第21条 本会の事業報告及び収支決算は毎事業年度毎に、会長のもと、理事会が作成し、監事の監査 を経てその年度の2カ月以内に総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 会則の変更・その他

(会則の変更)

第23条 この会則は総会において、出席議決会員(委任状による評決を含む)の3分2以上の議決によらなければ変更することができない。

(その他)

第24条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が理事会にはかり、別に定める。

会費規定

本会は会則6条の規定に基づき、会員の会費規定を次の通り定める。

(会費)

第1条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費

年会費 1会員につき、10,000円

3 新規入会者は入会時に年会費一括前納しなければならない。継続入会者は会費の納入は年1回とし、 毎年度4月末日までに前納するものとする。ただし、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可す る場合はこれを妨げない。また、退会者には会費を返戻しない。